

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

- (15) 議案第24号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第24号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和7年2月10日

健康福祉局

議案第 24 号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正（令和 6 年厚生労働省令第 164 号）

2 改正の主な内容

上記 1 に伴い、指定介護予防短期入所生活介護等の人員に関する基準のうち、指定介護予防短期入所生活介護事業所、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所等に置くべき従業者を次のとおり改めるもの

「栄養士」→「栄養士又は管理栄養士」

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行

川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する
条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例	○川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
第9章 介護予防短期入所生活介護	第9章 介護予防短期入所生活介護
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第132条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第142条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の <u>栄養士又は管理栄養士</u> との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の <u>栄養士又は管理栄養士</u> を置かないことができる。	第132条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第142条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の <u>栄養士</u> との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の <u>栄養士</u> を置かないことができる。
(1) 医師 1人以上	(1) 医師 1人以上
(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上	(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上

改正後	改正前
(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (5) 機能訓練指導員 1人以上 (6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な員数 2 略 第9章 介護予防短期入所生活介護 第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (従業者の員数) 第169条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1) 生活相談員 1人以上 (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第182条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第171条において同じ。）の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上 (3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (4) 機能訓練指導員 1人以上 (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な員数	(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上 (4) <u>栄養士</u> 1人以上 (5) 機能訓練指導員 1人以上 (6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な員数 2 略 第9章 介護予防短期入所生活介護 第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (従業者の員数) 第169条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1) 生活相談員 1人以上 (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第182条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第171条において同じ。）の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上 (3) <u>栄養士</u> 1人以上 (4) 機能訓練指導員 1人以上 (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当な員数

改正後	改正前
2 略 第10章 介護予防短期入所療養介護 第2節 人員に関する基準 第176条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 （1） 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第182条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。 （2） 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。 （3） 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員	2 略 第10章 介護予防短期入所療養介護 第2節 人員に関する基準 第176条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 （1） 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第182条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。 （2） 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、<u>栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。 （3） 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員

改正後	改正前
又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。 (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。 2 略	又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。 (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な員数以上とする。 2 略